若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　［略］

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

3～5　［略］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～八　［略］

九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項（以下「預金口座等」という。）

イ　払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座への払込みを希望する者　公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十　［略］

2・3　［略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　預金口座等

五　［略］

2　［略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　預金口座等

五　［略］

2～4　［略］

2　前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。

一　［同上］

二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3～5　［同上］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～八　［同上］

九　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

十　［同上］

2・3　［同上］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～三　［同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　［同上］

2　［同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一～三　［同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　［同上］

2～4　［同上］